

南 字須賀 の一部
字大堀 の一部
字水喰 の一部
坂野新田 字坂野新田 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、古河都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 古河市

ア 市街化区域に追加する部分

古河市 仁連 字新山 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第749号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、日立都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 常陸太田市

ア 市街化区域から削除する部分

常陸太田市 大森町 字北浦、字松沢、字清水、字表前原、字前原及び字野際 の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

日立都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1．市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり変更する」

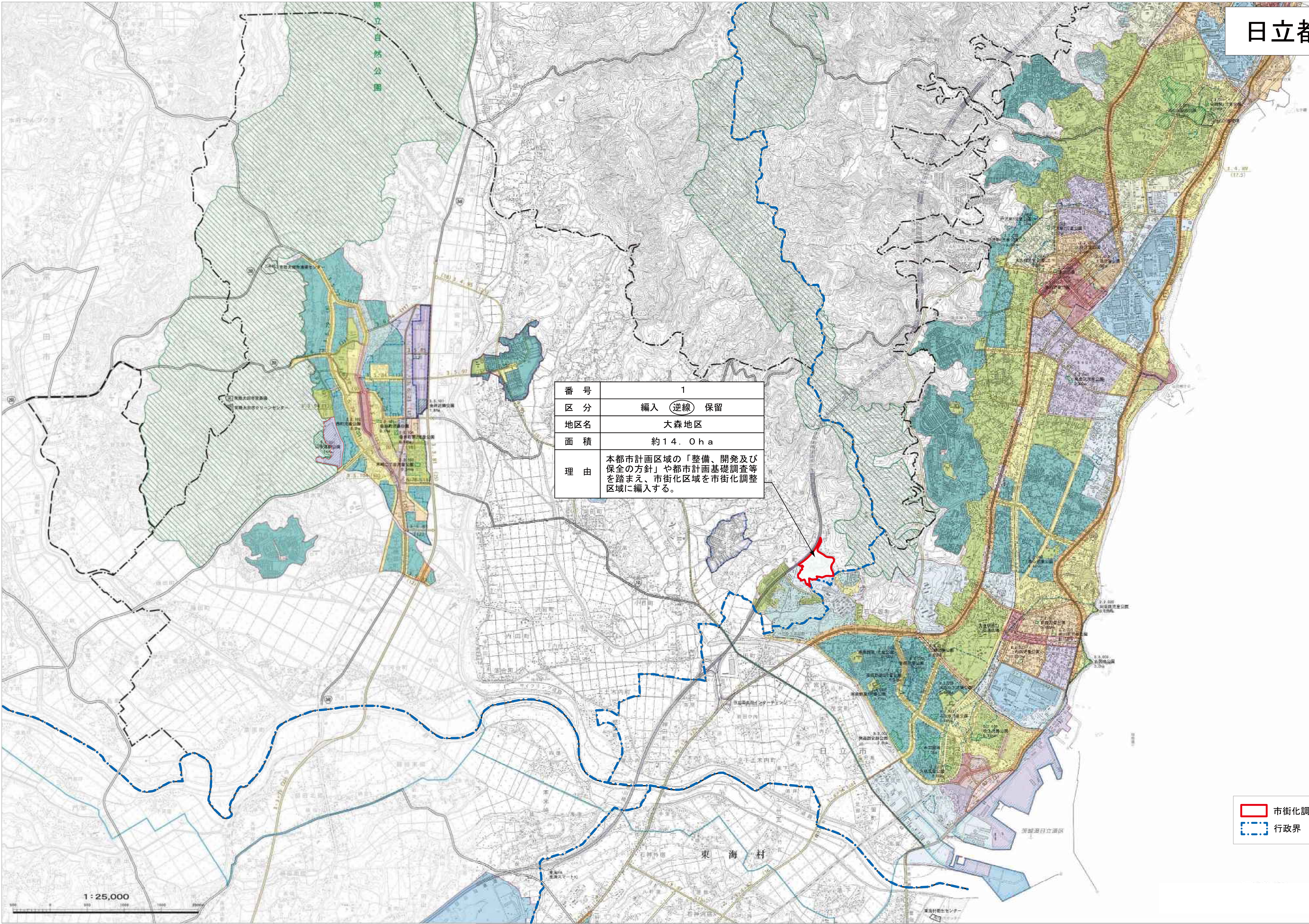
2．人口フレーム

年次		2020 年（令和 2 年） （基準年）	2030 年（令和 12 年） （基準年の 10 年後）
区分			
都市計画区域内人口		200.3 千人	175.5 千人
	市街化区域内人口	173.6 千人	151.1 千人
	保留する人口	—	—

理 由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、
本案のとおり市街化区域を市街化調整区域に編入するものである。

日立都市計画 区域区分総括図



番 号	1
区 分	編入 (逆線) 保留
地区名	大森地区
面 積	約14.0ha
理 由	本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、市街化区域を市街化調整区域に編入する。



凡 例	
地域区分	行政区域
	都市計画区域
地用 途 地 域	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
区	臨港地区
	促進区域
都市施設	市街地再開発促進区域
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
市街地再開発事業地区計画等	流域下水道幹線
	その他都市施設
	土地区画整理事業
	市街地再開発事業
その他	地区計画
	一般国道及び主要地方道
	高速道路
	国定・県立自然公園

市街化調整区域に編入される区域
行政界

